

款定會醫師齒科員桑

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人（以下「本会」という。）は、一般社団法人桑員歯科医師会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を三重県桑名市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、日本歯科医師会及び三重県歯科医師会との連携のもと、医道の高揚、歯科医学技術の進歩発展と公衆衛生の普及向上とを図り、社会並びに会員の福祉を増進することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域歯科医療の推進発展に関する事業
- (2) 地域歯科保健の向上に関する事業
- (3) 地域福祉の向上に関する事業
- (4) 歯科医師及び歯科医療従事者の生涯研修に関する事業
- (5) 歯科医学・歯科医療の進歩発達に関する事業
- (6) 医療施設の安全・整備に関する事業
- (7) 会員の研修、健康及び福祉の増進に関する事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は三重県、主として桑名市、いなべ市、員弁郡、桑名郡で行うものとする。

3 第1項各号の事業を実施するために必要な規程は、別に定める。

第3章 会 員

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、正会員、準会員、名誉会員の3種とする。

(1) 正会員

日本で歯科医師の免許を受けた者で、桑名市、いなべ市、員弁郡、桑名郡内に就業所を有し（就業所を有しないものについては住所を有する）、本会の目的及び事業に賛同したもので、かつ、三重県歯科医師会の会員であるもの。

(2) 準会員

前号に規定する以外のもので本会の目的に賛同して入会した個人又は団体とする。

(3) 名誉会員

本会に功労があった者で、総会で推薦されたもの。

2 前項第1号の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「法人法」という。）上の社員とする。

3 第1項の会員の資格は一人いずれか一個とし、重複して取得することはできない。

（会員の資格の取得）

第6条 会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書を本会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 本会は、前項の諾否を決めたときは、その旨を書面をもって本人に通知する。

3 入会を承認された者は、別に定める入会金等を納入した日をもって会員の資格を得るものとする。

（会費及び負担金）

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になったとき及び毎年総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 準会員は、総会で決定された別に定める額を納入しなければならない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（会員の除名）

第9条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の一週間前までに、理由を付けて除名する旨の通知をし、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款その他規則に違反したとき。

(2) 歯科医師として職務を汚したとき。

(3) 本会の体面を汚したとき。

(4) 本会の綱紀を汚したとき。

(5) 会員たる義務を怠ったとき。

(6) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 第1項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

3 本会から除名された者は、5年を経過した後、理事会の決議を経て再入会することができる。

（身分の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その会員たる身分を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(3) 正会員で三重県歯科医師会の会員たる身分を喪失したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 前 3 条の場合により、会員がその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章 総 会

(構 成)

第 12 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額並びにその支払基準

(4) 事業計画及び収支予算の承認

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(6) 定款の変更

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) 入会金の額並びに会費及び負担金等の額若しくは負担率

(9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、第15条第2項により招集された総会は、同項の書面に記載した目的である事項以外の事項については、決議をすることができない。

(開 催)

第 14 条 総会は、定時総会として、毎事業年度の終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議 長 等)

第 16 条 総会に、議長及び副議長各 1 名を置く。

2 議長及び副議長は、総会において、別に定める選挙規程により選出する。

(議 決 権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定款の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理及び書面による議決権の行使)

第 19 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 18 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 20 条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当日議長の指名した出席会員 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員 等

(役員の設定)

第 21 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 15 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、2 名以内を副会長、1 名を専務理事、3 名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任及び解任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任及び解任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において選定及び解職する。この場合において、理事会は、総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 4 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。

（理事の職務及び権限）

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その職務を統轄する。
 - 3 副会長は会長を補佐する。
 - 4 専務理事は、会長、副会長を補佐し、会務を掌理する。
 - 5 常務理事は、専務理事を補佐し、その担当業務を掌理する。
 - 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、この定款及び理事会において別に定めるところにより、その業務を執行する。
 - 7 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告書を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

- 第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事及び監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員報酬等)

第 26 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第 27 条 本会は、理事及び監事の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会で決議することによって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第 28 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の開催日1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧問

(顧問)

- 第34条 本会に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、会長の要請に応じて理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。
 - 4 顧問の任期は、第25条の役員の任期を準用する。

第8章 委員会

(委員会)

- 第35条 本会の事業を推進する為に必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
 - 3 委員会任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

- 第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第37条 本会の事業計画書、収支予算書を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分制限)

第 39 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 41 条 本会は、総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 42 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事 務 局

(事 務 局)

第 43 条 本会の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 前項の職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 本会の公告は、本会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 附 則

(定款施行規則)

第 45 条 この定款の施行についての必要な事項は、総会の決議を経て別に定める。

(委 任)

第 46 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(最初の事業年度)

第 47 条 本会の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時の理事及び代表理事)

第 48 条 本会の設立時の理事及び代表理事は、次のとおりとし、その任期は就任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

設立時理事 服部 修 高阪 雅裕 星野 良行 堀 壮志
木村 隆文 大橋 健児 伊藤 龍也 松岡 俊介
川瀬 哲人 水野 祥幸 伊藤 壽志 永田 卓也

設立時代表理事 三重県桑名郡木曾岬町大字西対海地26番地 1 服部 修

(設立時の監事)

第 49 条 本会の設立時の監事は、次のとおりとする。

設立時監事 近藤 豊一 桑名 聰

(設立時社員の氏名及び住所)

第 50 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1

氏名 伊藤 龍也

設立時社員 2

氏名 伊藤 壽志

設立時社員 3

氏名 大橋 健児

設立時社員 4

氏名 川瀬 哲人

設立時社員 5

氏名 木村 隆文

設立時社員 6

氏名 桑名 聰

設立時社員 7

氏名 高阪 雅裕

設立時社員 8

氏名 近藤 豊一

設立時社員 9

氏名 永田 卓也

設立時社員10

氏名 服部 修

設立時社員11

氏名 星野 良行

設立時社員12

氏名 堀 壮志

設立時社員13

氏名 松岡 俊介

設立時社員14

氏名 水野 祥幸

(法令の準拠)

第 51 条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。